

平成27年度集落協定の概要

- 集 落 名／標茶町標茶集落
- 協 定 参 加 者／農業者294人、生産組織など40組織
- 交付対象農用地面積／傾斜8度以上の草地 9,507,584㎡  
平らな草地 228,528,807㎡  
合 計 238,036,391㎡
- 平成27年度交付金額／交付金総額 371,315,962円  
うち共同取組額 220,459,541円  
個人配分額 150,856,421円
- 平成27年度共同取組活動費内訳／※前年度繰越額を含む

役員報酬・事務経費	9,456,130円
<b>土地立脚畜産</b>	
農用地等保全マップ活動	16,217,289円
<b>景観整備による消費者交流</b>	
畜舎の屋根塗装	7,615,900円
景観牧柵の整備	5,301,699円
地域の清掃活動	1,354,800円
地域花壇の整備	1,837,012円
廃プラスチックの適正処理	8,139,236円
農村公園の維持管理	11,361,600円
地場産農産物の消費拡大運動	378,626円
農道・水路の維持管理	1,401,677円
他集落との連携	199,083円
<b>効率的で安定的な農業の確立</b>	
堆肥の適正利用	17,379,177円
パドックの整備	2,931,980円
公共牧野の維持管理	27,741,965円
コントラクターの利用	24,278,399円
畜舎内LED化	5,395,458円
<b>担い手確保・人材育成</b>	
農業研修支援	1,374,000円
慶弔時のヘルパー支援	1,068,344円
新規就農支援	1,000,000円
<b>生活環境整備による地域づくり</b>	
地域会館周辺の整備	1,304,640円
農場周辺整備	17,164,603円
有害鳥獣駆除	463,570円
畜舎配電盤整備	2,128,680円

# 中山間地域等直接支払制度

## ～第4期活動紹介～

平成12年度に始まった中山間地域等直接支払制度は、平成27年度から第4期活動がスタートしています。

農業者主導のさまざまな活動が行われていますので、その概要と取り組みを紹介します。

### ■制度の概要

この制度は、農業の生産条件に不利な農地を耕作する農業者が参加する「集落」に対して、国・道・町が面積に応じた交付金を法律に基づいて交付することで、農地と農業が持つ防災機能や豊かな農村景観などの多面的な機能を守っていくというものです。

平成27年度からは従前の制度に加えて、新たに日本型直接支払制度が創設されています。ほかの補助事業と違い、参加者が考え、協働しながら活動内容を決め

て取り組む方法は、以前と変わらず第4期でも継続しています。

本町では町内20地域がまとまって、一つの集落として町内全域の集落協定を締結しています。

この標茶集落には年に約3億7千万円が交付され、そのうち2分の1以上は参加者による共同取組活動に、残りを個人に交付しています。

集落協定や共同取組活動の内容は、各地域での話し合いの結果を代表者全員で協議し決定します。

### ■平成27年度の共同取組活動

- 景観整備による消費者交流  
よりよい農村景観を目指し、道路沿いなど住民の目に触れる場所にある畜舎の屋根塗装や景観牧柵の整備、農業用廃プラスチックの適正処理、地域の清掃、花壇の整備により環境の美化に取り組んでいます。そのほかにも、農村公園の草刈り・清掃や農道・水路の維持管理に対しても助成を行っています。
- また、横浜市立南高等学校の文化祭への参加や同校の修学旅行生の受け入れ、地場産農産物の消費拡大運動を実施するなど都市住民との交流を進めてきました。
- 効率的で安定的な農業の確立  
農業の活力は地域の元気に直結するとの考えから、効率的で安定的な農業の確立を目指してさまざまな取り組みを実施しています。具体的には、土・草・畜の資源リサイクルのため畜の家畜ふん尿の有効利用に係る経費の助成やパドック整備、健康で優良な育成牛を生産するための公共牧場の維持管理、コントラクター

営農システムの確立、畜舎内のLED化などを進めています。

- 担い手確保・人材育成  
地域振興・農業振興の基礎となる担い手農業者の確保のため、農業研修に対する支援を行い、人材の育成や地域農業の中核となる農業者の確保に向けて取り組んでいます。
- 酪農ヘルパーの活用を支援することで営農意欲の増進につなげていくなど、後継者対策にも取り組んでいます。平成27年度からは、新規就農者宿泊研修施設「しべちや農楽校」への支援を行っています。
- 生活環境整備による地域づくり  
地域の魅力づくりや営農意欲向上のため、地域の拠点施設である地域会館の整備や農場周辺の環境に取り組み、継続的な生活環境の整備を進めています。
- そのほかに、畜舎配電盤の整備や有害鳥獣対策としてカラスと巣の駆除なども行っています。

### ■問い合わせ／役場農林課

農業企画係 (17) 番窓口 ☎  
4 8 5 - 2 1 1 1 内線 2 4 2

# 在住功労表彰を ご存知ですか？

標茶町表彰条例に基づく功労表彰のうち「在住功労」とは「70歳以上の者で50年以上本町に在住し、勤労であつた者」に贈られる榮譽のことです。

被表彰者へは毎年11月3日に行われる標茶町総合表彰式にて、表彰状と記念品を授与しています。

次に該当する方は今年度の被表彰者として手続きをしますので、8月1日までに下記係へご連絡ください。また、知り合いに該当する方がいる場合もお知らせください。

今年の7月31日までに70歳になり、成人してから通算50年以上本町に住んでいるのに受賞しておらず、町からの表彰予定通知書（はがき）も届いていない方は、今までに住民票をほかの市町村に移したことがある

方は、在住年数が実際より短く登録されている可能性があります。（実際に本町に住んでいれば在住年数として数えます）不明な点は左記係に問い合わせください。

■問い合わせ/役場総務課  
庶務係（2階⑬番窓口）  
☎485-2111 内線211



昨年の標茶町総合表彰式

## 標茶町わんわん パトロール隊の 解散について

標茶町わんわんパトロール隊は、平成18年の発足から、愛犬との散歩の際に街中パトロールを行い、町の安全安心のために活動してきました。

今年で10年目の節目を迎え、当初の目的が達成されたことや愛犬の高齢化が進み隊員も減少していることから、解散することとなりました。

永年にわたる活動に対し厚く感謝申し上げます。

なお、今後も愛犬家の皆さんには、散歩中に不審者などを発見した場合、駐在所などに情報提供をお願いします。



わんわんパトロール隊の活動の様子

## 駒ヶ丘公園噴水の開放について

暖かくなり、公園の利用も気持ちの良い時期となりました。

駒ヶ丘公園では噴水内で水遊びをすることができます。今年の開放期間は6月10日(金)～10月10日(月)を予定しています。きれいで気軽に利用できる憩いの場となるよう、利用マナーを守りましょう。

### 駒ヶ丘公園噴水の利用マナー

- ①スパイクなど金具のついた靴で入らない
- ②噴水モニュメントや柵などに登らない
- ③柵を乗り越えて出入りをしない
- ④噴水から出ている水を飲まない
- ⑤ペットを入れない
- ⑥遊んだ後は手と顔を洗いましょう



■問い合わせ/役場建設課都市計画係（2階⑭番窓口）☎485-2111 内線275